

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



10月の税務・労務

8月決算法人の確定申告	10月中の
2月決算法人の中間申告	決算応答日
5,11月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	月末の場合は 10月31日(月)
源泉所得税9月分納付期限	10月11日(火)
社会保険料・子ども子育て 拠出金(9月分)納付期限	10月31日(月)

10月の行事・業務案内

- 1(土) 法の日
- 6(木) 国際協力の日
- 8(土) 寒露
- 10(月) 体育の日、目の愛護デー
- 14(金) 鉄道の日
- 17(月) 貯蓄の日
- 18(火) 統計の日
- 20(木) 土用
- 23(日) 霜降
- 24(月) 国連の日
- 27(木) 読書週間
- 31(月) 世界勤儉デー



何の日？

法の日法の尊重の理解を深める日・週間／
 国際協力の日国際協力に参加した日／寒露
 二十四節気の17／体育の日スポーツに
 したしみ、健康な心身をつちかう日／鉄
 道の日新橋横浜間ではじめて鉄道が開業
 した日／貯蓄の日伊勢神宮神嘗祭に由来／統
 計の日最初の統計の太政官布告の日／霜降
 二十四節気の18／国連の日1945年国連発
 祥の日／読書週間子供たちに良書を正し
 く読む習慣をつけさせ、読書生活を向上
 させてゆくために設定された週間／世
 界勤儉デー勤勉で儉約に努める日

決済用普通預金の利用を考える

金融機関が破綻した場合の……ペイオフ対策を見直す

週刊ダイヤモンドが倒産しそうな銀行のラン
 キングを発表した。

マイナス金利などの影響で貸出金利も低調で
 あり、新規融資で金利1%未満というケースも
 珍しくない。すでに住宅ローン金利は1%未満。
 銀行の収益力は確実に低下している。

このため、低いとはいえ金利負担がある普通
 預金より、確実に手数料が入る投資信託や生命
 保険の勧誘に力がいっている。

このため、銀行の経営環境は悪化の一途であ
 り、倒産の危機にある金融機関の噂が広がっ
 ている。

銀行に預けていた預金が、銀行の経営がうまくい
 なくなり破綻したとき、預けていたお金のうち保障さ
 れるのは、元本1000万円とその利息。

銀行が破綻した直後はすべての預金は全額一時凍
 結され、預金者には1口座につき60万円を上限に仮
 払金の支払を行うことがあります。このため破綻直後
 は保障される1000万円の支払も不可能です。

しかし、決済用預金については預
 金額の全額が保障されるため安心
 です。決済用預金は利息がつかま
 せんが、あるかないかのような金利情
 勢の中では、全額保障を求めるほう
 が得策ではないでしょう。



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル301号
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール: info@kskj.jp
 URL: http://kskj.jp 相続専門: kskj-souzoku.jp 飲食: food-tax.jp
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)
 【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)
 (ビジネスソフト) 弥生会計 MJS (損保) ユナイテッド・インシュア
 ランス(株) (コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面

- 銀行が危ない？決済預金への移動は 最低賃金改定
- 健保・厚生年金の改定 マイナンバーの理解のために
- 国税の与納制度について Q&A子への仕送りは贈与？

COOLBIZ

クールビズ期間 5月1日～10月31日はノーネクタイ軽装で失礼いたします。

【最低賃金額以上か確認する方法】

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

(1) 時間給制の場合

時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、**日給 ≥ 最低賃金額(日額)**

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

低賃金を下回らないよう、注意しましょう。

必ずチェック 最低賃金



地域別最低賃金制度は、都道府県別に賃金の最低額を定め、従わなかった場合は罰則(50万円以下の罰金など)が適用される場合があります。適用されるのは今年の10月からです。大阪府は25円引き上げられ時間額883円になります。最

最低賃金が引上げされます(10月から)

地域別最低賃金

都道府県名	最低賃金		引上げ額
	改定	現状	
東京	932円	907円	25円
大阪	883円	858円	25円
滋賀	788円	764円	24円
京都	831円	807円	24円
奈良	762円	740円	22円
和歌山	753円	731円	22円
兵庫	819円	794円	25円
岡山	757円	735円	22円

クラウド会計の問題点

会計データの帰属はクラウド会社?

既報のとおりクラウド会計のソフトが話題になっています。「free」や「MFクラウド会計」など、インターネット環境さえあればどこでも利用できるため利用者は急拡大しています。しかし、便利な一方で情報管理について重大な契約条項が存在しますが、あまり知られていません。それは、入力された会計データの帰属は、ソフト会社に帰属するという点。加えて、司直や官公署などの調査要請に対し、情報を提供する場合があります。了承する点の2点です。情報は契約者の意向に沿って保護されるもだとしたら大間違いのようです。

健保・厚年の標準報酬の切り替え

7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時改定で、9月から健康保険・厚生年金保険の標準報酬が切り替わっています。

また、先月の指針でもご案内のとおり、厚生年金保険料も引き上げられています。加えて、今年(16年度)は厚生年金の報酬月額の下限として1等級(8万8000円)が10月分(11月納付分)から新設されます。標準報酬表の適用年月にご注意ください。

新標準報酬表と改定後の保険料率は、原則として10月に支給する給与から徴収を開始します。

ふたたび、マイナンバーの理解のために

マイナンバーの理解について、いまだに多くの誤解があるようなので、改めて確認しましょう。

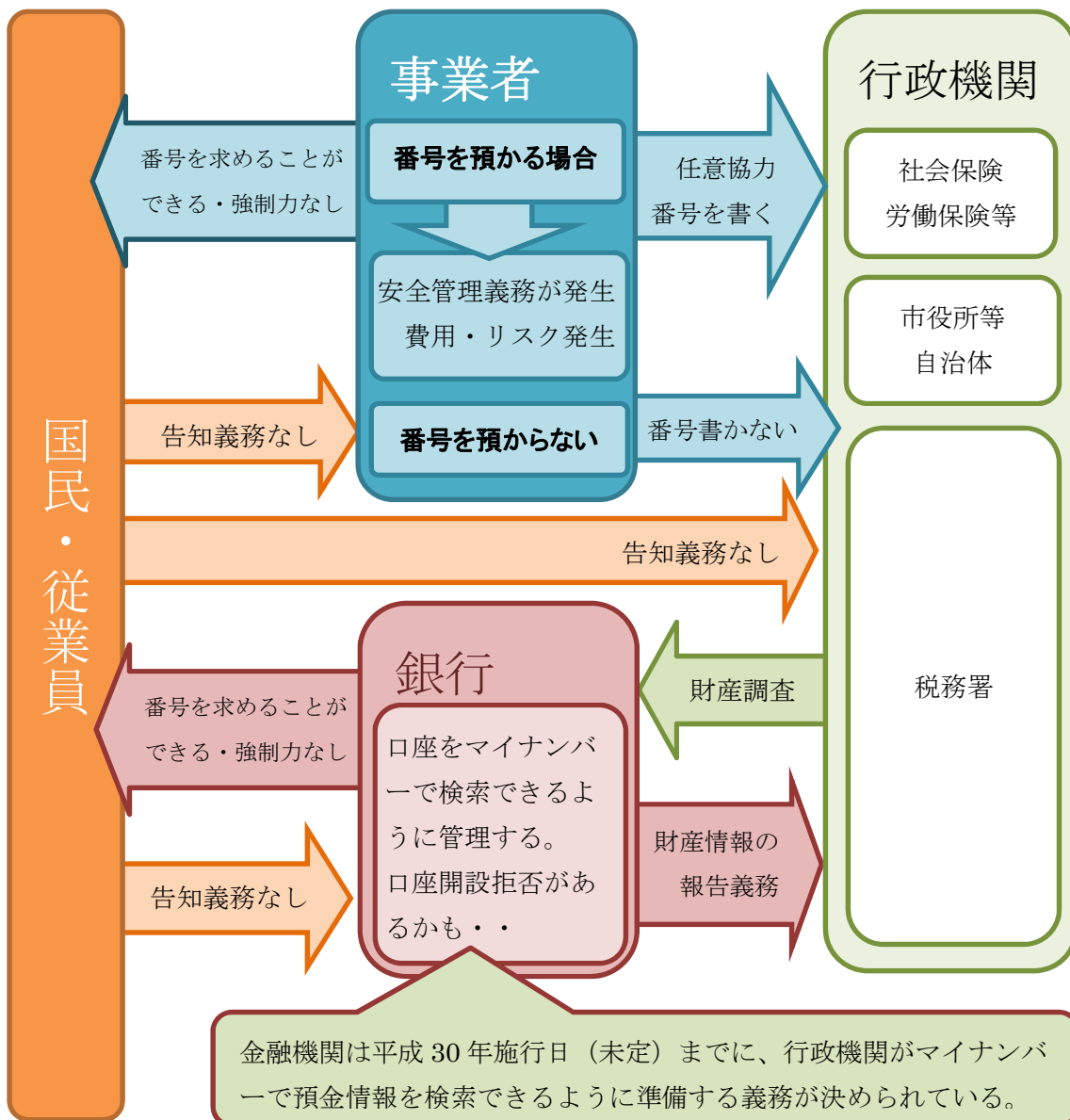
マイナンバーとは「行政機関が利用するための番号」です。法律では、行政機関は番号を利用する義務がありますが、事業者は協力する規定が定められています。協力すると安全管理義務が発生するため、自発的な協力を求める規定となっています。また、政府は国民に対し番号を通知しますが、国民は番号受領の義務や利用の義務、告知の義務は一切定められていません。このような義務を負わせると、情報漏えいにより国民に損害があると国に賠償責任が発生するからです。ですから、賠償責任の負える事業者でなければ、番号を預かることはお勧めできません。

安心できないマイナンバーの現状

また、現在、マイナンバーは行政機関だけで利用されていますが、将来は民間が利用することを予定しています。官民が共用できる番号制度を採用している他国では、情報漏えいや「なりすまし」などの事件が頻発し、多大な被害が発生しています。

さらにマイナンバーの情報管理は政府ではなく民間の情報管理会社に委託しています。先日、受注先の富士通やNTTなどの請負った事業者がサーバー障害を引き起こしたため、政府が損害賠償請求するなど、安全性に極めて不安がある状況です。したがって、このような現状で番号を告知することはお勧めできません。

一方、平成30年を目処に銀行の口座情報を番号で検索できるようになっています。このため、資産家の中にはビットコインに財産を蓄積しているという人もいます。結局はいたちごっこですが、そのあたりはいつも庶民です。



国税の予納制度をご存知ですか？

税務調査があつて、概ね修正申告をすることがわかってきました。税務署の担当者も税理士も納税者も、ほぼ納得しています。しかし、税務署は上司の決裁を受けなければ修正申告額をきめることができません。その決裁が下りるまで、最短で1ヶ月、場合によってはそれ以上かかることもあります。しかし、そのまま税務署の決裁を待っていると、伸びた分だけ延滞税が高むことになり

ます。
このため、修正税額が固まってくれば、加算税なども含めて概算で計算した金額を予め納めます。これを「予納」といいます。後日、修正申告がきまつて納税額が確定すれば「予納税額」が修正申告額に充当されます。延滞税や利子税の額の計算は、予納日までとされます。

修正申告の延滞税や加算税なども「予納税額」から充当されます。残った「予納税額」は、過誤納金として還付されます。

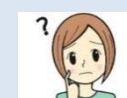
なお、この手続きをする場合は、予め税務署に「予納」する旨の連絡をする必要があります。そうしないと、納付したにもかかわらず過誤納金として全額還付されてしまいます。

税務署の判断を待っていると延滞税などが嵩むだけです。もし、修正申告が必要となった場合は、この制度を利用しますのでご承知おきください。
(国税通則法59条)



Q&A コーナー

失業中の子どもへの仕送りは 贈与税がかかりますか？



遠方でひとり暮らししている子どもの会社が倒産し失業しました。すぐに帰れないので家賃も含めた生活費を毎月20万円送金しています。贈与税がかかりますか？

生活費や教育費の贈与は非課税です。

税法には非課税となる贈与の定めがあります。

「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」(相続税法第21条の3ニ)

仕送りされている20万円が通常必要とされるかどうかは個々の費用の判断が必要です。家賃や食費などの生活費に充てられる以外に、再就職のための職業訓練施設で教育を受けるための費用も非課税の対象となります。

なお、失業手当をもらっていないがら仕送りされている場合は贈与とみなされる場合がありますので注意してください。

扶養義務者とは直系血族及び兄弟姉妹とされています(民法877条)

